

## 独立行政法人雇用・能力開発機構 平成22年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構平成22年度計画を次のとおり定める。

平成22年3月26日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長

丸山 誠

### 第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 雇用開発業務について

##### (1) 相談等業務について

###### ① 調査結果の分析及び業務への反映について

相談、セミナー、研修等に係る調査については、中小企業事業主等の雇用管理の実態、利用者の意見等をよりの確に把握できるよう実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させる。

###### ② 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等について

###### (イ) 相談について

(i) 中小企業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談については、ホームページ及びパンフレット等を通じて周知し、相談件数の増大を図る。

(ii) 相談事例や企業等の雇用管理の改善等についての好事例等の情報を積極的に収集・整理し、その積極的な活用を図るなどとともに、相談終了後に利用者に対するアンケート調査を実施し、80%以上の者から雇用管理の改善を進める上で役立つ旨の評価が得られるようにする。

(iii) 中小企業の人材確保や職場定着に資する内容に重点化して実施することにより、相談を受けた事業所において、求人充足率が25%以上、労働者の離職率が15%以下となるようにする。

###### (ロ) セミナー等

(i) 関係機関と連携を図り、効果的な情報の収集・提供を行うとともに、中小企業事業主等に対して雇用管理の改善等を図るためのセミナー等を実施する。また、セミナー等終了後に利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から雇用管理の改善を進める上で役立つ旨の評価が得られるようにする。

(ii) セミナー等については、中小企業の人材確保や職場定着に資する内容に重点化して実施することにより、セミナー等を受けた事業所において、求人充足率が25%以上、労働者の離職率が15%以下となるようにする。

###### ③ 建設業事業主等に対して行う雇用管理の改善に関する相談等について

###### (イ) 雇用管理の改善に関する相談等

- (i) 更に多くの建設業事業主等に利用されるよう、ホームページ及びパンフレット等において具体的な相談事例を公表するなど周知・広報を充実する。
- (ii) 担当職員の資質の向上を図る。
- (iii) 新規に利用した建設業事業主等を把握する。
- (ロ) 相談、研修を行った建設業事業主等に対して相談、研修終了後調査を実施し、雇用管理の改善の取組を行った者又は行う予定の者の割合が80%以上となるようにする。

④ 沖縄県における離職者等に対する援助業務について

公共職業安定所等関係機関との密接な連携の下、沖縄県における離職者等に対する就職相談、免許・資格取得相談、生活相談など再就職の支援を図るための援助業務を実施する。

また、利用者に対するアンケート調査を実施し、80%以上の者から就職活動を進める上で役立った旨の評価が得られるようにする。

(2) 助成金の支給、貸付等の業務について

① 助成金の支給業務について

(イ) 制度の周知等

- (i) 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。
- (ii) パンフレット、申込みに係る手引等は、公共職業安定所等関係機関においても配布されるよう連携を図る。
- (iii) インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。
- (iv) 支給金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページで公開する。
- (v) 説明会や相談業務において制度の趣旨、内容、申請手続等及び不正受給の防止について利用者に対して十分に説明する。
- (vi) 関係機関との連絡会議等を開催し、情報を共有することにより、申請内容の適正化や不正受給の防止等を図る。

(ロ) 審査能力の向上等

- (i) 職員研修を実施し、審査能力の向上を図る。
- (ii) 可能な限り直接事業所を訪問するなどし、支給要件と実際に合致しているか等の確認を行い、疑義のあるものについては、すべて事業所を訪問するなど不正受給の防止に努める。

(ハ) 説明会の開催等

- (i) 説明会を積極的に開催するとともに、説明会終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨

の評価が得られるようにする。

(ii) アンケート調査については、利用者の意見等をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させる。

(ニ) 建設事業主等に対する助成金

新規申請者数の対前年度増加率が2%以上となるようにする。

(ホ) 事務手続の合理化

申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申請書の記載項目の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の合理化を進めることにより、申請者の手続面での負担の軽減を図る。

② 就職資金貸付について

公共職業安定所等と連携し、利用対象者に対し、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等制度の周知を図るとともに、適正な運用に努める。

2 職業能力開発業務について

(1) 関係機関等との連携について

職業能力開発の実施に当たっては、都道府県労働局、都道府県、事業主、事業主団体、教育機関等幅広い関係機関と柔軟かつ十分な連携を図り、就職促進能力開発協議会等を活用するなど、定期的に連絡会議を開催し、真に地域の人材ニーズに応じた、かつ効果的な職業訓練を実施する。

(2) 効果的な職業訓練の実施について

企業等のニーズに応えた訓練コースの設定や、「日本版デュアルシステム」、「実践型人材養成システム」、「有期実習型訓練」の実施等の効果的・効率的な訓練実施方法の追求、キャリア・コンサルティングの積極的実施による個々人の意欲・適性・能力等に応じた訓練コースの選定を行うとともに、就職率等の訓練成果の客観的な評価・分析を行い、PDCA サイクルによる効果的・効率的な訓練実施方法を追求し、質の高い効果的な訓練を実施する。

なお、各職業訓練に係る訓練コースの見直しを行い、その結果をホームページに公表する。

(3) 離職者を対象とする職業訓練等について

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、離職者が早期に再就職できるよう、次により職業訓練を積極的に実施する。

① 就職に資する職業訓練の受講を促進するため、キャリア・コンサルティングを行い、離職者本人の意欲・適性・能力等を把握し、適切な訓練コースの選定を行う。

② 受講者の意欲・適性・能力等を把握し適切な訓練コースの選定に資するよう、面接試験、学力試験、適性検査等を行う。

また、委託訓練においては、委託先機関の参加による選考を行うようにする。

- ③ 施設内訓練においては、訓練開始時から面接指導、求人情報の提供を行うなど徹底した就職支援を行う。

また、委託訓練においても、委託先への就職支援の指導・求人情報提供等を積極的に行う。

- ④ 委託訓練については、広範な分野の人材ニーズに対応した多様なコースの設定ができるよう、ヒアリングやアンケート調査により把握したニーズに基づき、委託先の開拓を積極的に実施するとともに、委託訓練に参入を希望する民間教育訓練機関の関係者を対象に、受託能力の向上及び訓練内容の充実を図るため、訓練管理ノウハウの標準モデルである「プロセス管理手法」のセミナーを実施する。

また、事業主を活用した訓練については、求人企業が求める人材に係る能力と求職者の有する職業能力をヒアリングを行う等により把握し、適切な訓練コースのコーディネート等を行い、訓練内容の充実を図る。

- ⑤ 施設内訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を80%以上とし、委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率を65%以上とし、常用労働者としての就職の支援に努める。さらに、各訓練の到達目標の具体的な設定内容について検討する。

- ⑥ 施設内訓練については、主にもものづくり分野であって、当該地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間で対応可能な訓練については、地方公共団体との役割分担をより明確化しつつ、訓練成果の評価等に基づき民間教育訓練機関等への委託訓練を積極的に推進する。

なお、訓練コースの設定に当たっては、当該地域ごとに、事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことなどにより人材ニーズを把握した上で、各職種における求人と求職のミスマッチの状況も踏まえつつ、真に必要とされている訓練コースを設定する。また、各地域において、外部委員で構成する検討の場を設け、実施計画について、意見を聴取し、審査する。

- ⑦ 深刻な雇用情勢を踏まえ、緊急人材育成・就職支援基金が創設され、その一環として実施されることとなった雇用保険を受給できない方等を対象とする職業訓練（以下「基金訓練」という。）に関し、基金事業の実施主体である中央職業能力開発協会からの委託を受けて、当該基金訓練関連業務を実施する。このため、職業訓練に係るノウハウ、人材等の機構の有する資源をできる限り有効に活用し、訓練実施機関の開拓、基金訓練コースの設定等に対する相談援助等を効果的に行い、基金訓練の積極的な推進に努める。

#### (4) 高度技能者の養成のための職業訓練について

- ① 1年次から就職ガイダンスやキャリア・コンサルティングを実施し、就職意欲を喚起する。

専門課程及び応用課程の修了者のうち就職希望者の就職率を95%以上とする。

- ② 産学連携や他大学等関係機関との連携の強化を推進すること等により、広く地域社会に開かれた施設運営に努める。
- ③ 地方公共団体との役割分担を一層明確化し、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、さらに、ニーズや定員の充足率、就職率を見極めた上で、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成するため、主として若年者を対象とした高度職業訓練に特化・重点化することとし、専門課程、応用課程、専門課程活用型デュアルシステムの職業訓練を実施する。

#### (5) 在職者を対象とする職業訓練について

- ① 訓練コースの受講者と受講を指示した事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上に役立った旨の評価が得られるようにする。また、受講者が習得した能力（習得度）の測定を行う。

なお、アンケート調査に当たっては、受講者及び事業主の意見をよりの確に把握できるようにするとともに、当該調査結果と習得度測定の結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにする。
- ② 地方公共団体との役割分担の一層の明確化を図るとともに、民業補完に徹する観点から、民間教育訓練機関等の多種多様な訓練の実施の状況や昨今の地方公共団体における職業訓練の取組状況を踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものだけに真に限定して実施する。このため、職業訓練コースについて、特に、情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練コースについて真に必要性の認められるもの以外のものを廃止する。また、訓練コースは、当該地域ごとの事業主団体や関係行政機関等から意見を聴くことなどにより人材育成ニーズを把握した上で設定するものとし、各地域において外部委員で構成する検討の場を設け、実施計画について、意見を聴取し、審査する。
- ③ 中小企業等を主な対象としていることに配慮しつつ、適切な費用負担を求める。

#### (6) 若年者対策について

- ① 職業意識の形成の支援等

公共職業安定所や地方公共団体における若年者の就労支援機関との連携を図りながら、若年者の職業意識を啓発するための取組みや、キャリア・コンサルティングの実施により若年者のキャリア形成を支援する。
- ② 訓練の実施等
  - (イ) 職業能力開発大学校等における職業訓練又は専門学校等の民間教育訓練機関を委託先とする職業訓練と、企業等における実習とを組み合わせた「日本版デュアルシステム」等を積極的に実施する。

(ロ)「実践型人材養成システム」及び「有期実習型訓練」の導入・実施のため、企業の訓練カリキュラムの策定等への支援、訓練の一部実施による協力等を行う。

(7) キャリア・コンサルティングについて

① キャリア・コンサルティングの能力を身につけたアドバイザーを各都道府県センター等に配置し、労働者等へのキャリア・コンサルティングの充実を図る。

また、利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から職業能力の向上等が図られた旨の評価が得られるようにする。

なお、アンケート調査の実施に当たっては、利用者の意見をよりの確に把握できるようにするとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映する。

② キャリア・コンサルタントの質の向上を図るため、フォローアップ研修を実施する。

(8) 事業主等との連携・支援について

事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行う。特に、現在の雇用失業情勢を踏まえ、中小企業等のニーズに対応できるよう、事業主が行う休業期間中の教育訓練に対する支援等を積極的に行う。

また、支援に対する適切な費用負担を求める。

(9) 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための助成金及び技能者育成資金について

① キャリア形成促進助成金

(イ) 制度の周知等

(i) 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。

(ii) パンフレット、申込みに係る手引等は、公共職業安定所等関係機関においても配布されるように連携を図る。

(iii) インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。

(iv) 支給金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページで公開する。

(v) 説明会や相談業務において制度の趣旨、内容、申請手続等及び不正受給の防止について利用者に対して十分に説明する。

(ロ) 審査能力の向上等

(i) 職員研修を実施し、審査能力の向上を図る。

(ii) 可能な限り直接事業所を訪問するなどし、支給要件と実際に合致しているか等

の確認を行い、疑義のあるものについては、すべて事業所を訪問するなど不正受給の防止に努める。

(ハ) 説明会の開催等

- (i) 説明会を積極的に開催するとともに、説明会終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、助成金等の制度の理解に役立った旨の評価を得られるようにする。
- (ii) アンケート調査については、利用者の意見等をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析し、業務の質の向上に反映させる。

(ニ) 事務手続の合理化

申請者の声や適正支給に配慮しつつ、申請書の記載項目の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の合理化を進めることにより、申請者の手続面での負担の軽減を図る。

② 技能者育成資金

(イ) 制度の周知等

- (i) 利用条件、相談、受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現でホームページ、パンフレット等に掲載し、周知するとともに、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページで公開する。
- (ii) 支給金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合には、当該変更が確定した日から、7日以内にホームページで公開する。
- (iii) パンフレットや申請書の記載例、申請に係る手引等の案内冊子により、制度の趣旨、内容、申請手続を利用者に対して十分説明する。

(ロ) 審査能力の向上等

担当者マニュアルを活用し、説明会などで利用者に対して十分な制度の趣旨等の説明を行う。また、審査能力の向上を図るための職員研修を行う。

(ハ) 回収業務の強化等

- (i) 滞納者（連帯保証人含む）に対して文書や土日・夜間を含めた電話での督促を徹底するとともに、1年以上の滞納者に対して法的処理を前提とした請求行為等の徹底及び必要に応じて支払督促申立等の法的手続を行う。
- (ii) 民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進することにより、債権の適切な管理を行う。
- (iii) 借受者に対する在校中の説明会開催等により借受者の返還意識の涵養を図る。金融機関口座振替制度等の加入促進、コンビニエンス・ストアを活用した払込制度の利用促進等を推進する。なお、新規返還者の返還初年度末の返還率を96%以上とする。

(ニ) 貸付業務の効率化

見直した貸付要件等に基づき、真に必要な者に的確に貸付を行うこと等により、

業務の効率化を図る。

(10) 職業訓練指導員の養成について

職業訓練指導員については、職業能力開発に関するニーズに的確に対応するため、技能習得の指導ができるだけでなく、訓練のコーディネート、キャリア・コンサルティング、就職支援など、公共だけではなく民間においても対応できる幅広い能力を有する人材を養成する。

(11) 訓練コースの開発等について

政策的必要性の高い分野を中心に、訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握、職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施し、その成果を各施設において実施する職業訓練やキャリア・コンサルティング等に活用するほか、民間教育訓練機関、地方公共団体等にも提供する。

(12) 公共職業能力開発施設等について

- ① 職業能力開発促進センターについては、第1の2の(3)及び(5)の内容を十分に踏まえ、雇用失業情勢等に配慮しつつ、職業訓練を的確に実施する。
- ② 職業能力開発大学校・短期大学校については、平成21年度に実施した訓練定員の見直しや訓練科の整理・縮小も踏まえ、厚生労働省において、施設の在り方及び配置について検討し、必要な措置を講ずるため、機構は、必要な協力をを行う。
- ③ 職業能力開発総合大学校については、設置の趣旨及び目的を踏まえ、厚生労働省において、施設の在り方を見直すため、機構は、必要な協力をを行う。
- ④ 上記各施設の在り方等の見直しに当たって必要とされる施設ごとのセグメント情報を整備し、活用する。

3 勤労者財産形成促進業務について

(1) 融資業務について

融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行う。

(2) 周知について

- ① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。
- ② パンフレット、申込みに係る手引等は、都道府県センター等において配布する。
- ③ インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。

④ 貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。

⑤ 説明会や相談業務等において制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明する。

説明会については、終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにする。

なお、アンケート調査については、事業主等の意見をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させる。

⑥ 外部委託の活用や関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。

### (3) 業務運営の効率化について

業務運営については、業務の外部委託、競争入札や契約の見直しによる業務の効率化、経費削減に努める。

### (4) その他

経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行する。

4 助成金の支給、融資等の業務については、適正支給に配慮しつつ、平成18年度において平均処理期間（申請書の受付から支給等の決定までの期間）が特に長い助成金等について、1件当たりの平均処理期間を平成18年度実績と比べて5%以上短縮する。

5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努める。

## 第2 組織・業務実施体制等の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 組織・人員体制について

組織体制については、委員会を設け、年1回以上、機構の業務の効率的・効果的実施の観点から、検討を行い、見直しを図るとともに、職員の専門性を高めるための研修を計画的に実施し、職員の業務執行能力の向上を図る。

また、職業訓練指導員については、民間企業等幅広い層から、職業訓練指導員として必要な資質を有する者を、任期付き雇用により積極的に活用することで、社会のニーズに機動的に対応できる指導員体制を実現する。

なお、国家公務員の再就職者の任用について、見直しを行う。

### 2 業績評価の実施等による業務内容の充実について

#### (1) 業績評価の実施

事業ごとに厳格かつ客観的に評価・分析し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させる。

また、業績評価の結果や機構の業務の内容について、ホームページ等において、積極的かつ分かりやすく公表する。

## (2) 業務改善の取組み

サービスの向上を図るため、利用者等からの意見・要望について検証を行い、必要に応じて、その結果を業務運営に反映させるなど、業務改善の取組みを行う。

## 3 経費削減等について

### (1) 一般管理費及び業務経費

一般管理費及び業務経費（運営費交付金を充当するものに限る。）については、平成22年度の予算を踏まえつつ、効率的な執行に努めるとともに、不要な支出について点検し、削減を図る。

### (2) 人件費

国家公務員の給与構造改革とラスパイレス指数を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、地域の民間賃金の的確な反映や勤務成績を反映した厳正な職位制度の運用などを行うために見直した人事・給与制度を引き続き実施する。

また、国と異なる、又は法人独自の諸手当や法定外福利費の支出について、見直しの検討を行う。

### (3) 随意契約の見直しについて

監事及び外部有識者を構成とする「契約監視委員会」を設置し、その点検及び見直しを踏まえて新たに作成する「随意契約等見直し計画」に従い、一般競争入札等への移行及び1者応札等の改善など実質的に競争性が確保される取組みの推進に努める。

また、取組状況のウェブサイトへの公表によるフォローアップを実施すること等を通じ、業務運営の一層の効率化を図る。

### (4) 施設の有効活用等について

土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、施設の一部として保有する会議室等について、職業能力開発業務など機構業務の実施に支障のない範囲内で一般の利用に供するなどの取組を行う。

### (5) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等について

機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

#### 4 情報提供について

より広く国民に周知するため、職業訓練実施状況等を、ホームページ等各種媒体において積極的に、かつ分かりやすい表現で公表し、ホームページへのアクセス件数が平成18年度実績と比べて10%以上の増加となるようにする。

### 第3 予算、収支計画及び資金計画

#### 1 下記の方針のもと、予算、収支計画及び資金計画を策定する。

(1) 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定、業務経費の削減等により累積欠損金の解消に向け、収益改善を図る。

また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適正な管理に努める。

(2) 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融资への着実な償還を行う。

#### (3) 雇用促進住宅について

- ① 雇用促進住宅の譲渡を着実に推進する。ただし、雇用失業情勢にかんがみ必要と認められる間、解雇等に伴い住居を喪失した求職者の支援策として、現に入居している者への配慮をしつつ、平成20年度までに廃止決定した全住宅の2分の1の住宅を含め、最大限活用する。
- ② 売却業務を民間等に委託する。
- ③ 管理運営に係る委託業務について、都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、委託費の削減を図る。

#### 2 予算 別紙1のとおり

#### 3 収支計画 別紙2のとおり

#### 4 資金計画 別紙3のとおり

### 第4 短期借入金の限度額

- 1 勤労者財産形成促進業務において資金繰り上発生する資金の不足への対応として585億円

- 2 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足又は予定外退職者の発生に伴う退職手当の支給への対応として 200億円

## 第5 剰余金の使途

剰余金が発生した際の使途は、年度計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務に充てることとする。

## 第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 人員に関する計画

平成22年度末の常勤職員数については、平成18年度末に比べて530名削減する。

### 2 施設・設備に関する計画

施設の老朽化等に伴い、次のとおり施設・設備の建替、更新等を行う。

- ① 実習場建替（5件）
- ② 給水及び消火設備更新（1件）

（注）上記の計画については、予見しがたい事情等を勘案し、施設・設備を追加又は変更することがあり得る。

### 3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、雇用促進融資業務及び宿舍等業務に充てることとする。

## 第7 その他業務運営に関する重要事項

「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定。）を踏まえ、厚生労働省において所要の検討を行い、必要な措置を講ずるため、機構は、必要な協力を行う。また、閣議決定に盛り込まれた措置のうち、資産の効率的活用等、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手する。

## 平成22年度の予算

【総括表】

(単位:百万円)

区 分	金 額			
	一 般 勘 定	財 形 勘 定	宿 舎 等 勘 定	計
収 入				
運営費交付金	61,414	532	—	61,946
施設整備費補助金	1,196	—	—	1,196
補助金	21,529	2	—	21,531
業務収入	7,621	418,125	32,649	458,394
受託収入	0	—	—	0
その他の収入	397	19	2	418
計	92,157	418,677	32,651	543,485
支 出				
一般管理費	36,152	534	498	37,184
人件費	34,229	287	267	34,784
物件費	1,923	247	230	2,401
業務経費	55,837	418,016	28,617	502,470
雇用開発関係業務経費	12,534	—	—	12,534
職業能力開発関係業務経費	43,304	—	—	43,304
勤労者財産形成促進業務経費	—	418,016	—	418,016
雇用促進住宅関係業務経費	—	—	28,617	28,617
施設整備費	1,196	—	—	1,196
受託業務費	0	—	—	0
その他の支出	108	—	—	108
計	93,293	418,550	29,115	540,958

(注) 1. 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収入不足分については、前年度よりの繰越金からこれに充当するものとする。

## 平成22年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額			
	一 般 勘 定	財 形 勘 定	宿 舎 等 勘 定	計
費用の部	88,407	11,931	29,115	129,453
経常費用	88,407	11,931	29,115	129,453
業務費	50,344	621	28,617	79,583
一般管理費	36,102	534	498	37,134
人件費	34,229	287	267	34,784
物件費	1,872	247	230	2,350
減価償却費	1,132	—	—	1,132
財務費用	829	10,775	—	11,604
収益の部	87,885	16,145	32,651	136,682
経常収益	87,885	16,145	32,651	136,682
運営費交付金収益	60,966	532	—	61,498
国庫補助金等収益	21,409	2	—	21,411
受託収入	0	—	—	0
その他の収入	5,510	15,612	32,651	53,774
純利益(△純損失)	△ 522	4,215	3,536	7,229
目的積立金取崩額	522	—	—	522
総利益(△総損失)	0	4,215	3,536	7,751

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 当法人における一般勘定及び財形勘定に係る退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 平成22年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額			
	一 般 勘 定	財 形 勘 定	宿 舎 等 勘 定	計
資金支出	119,714	432,496	73,587	625,796
業務活動による支出	88,252	115,389	30,708	234,349
投資活動による支出	2,776	—	—	2,776
財務活動による支出	3,249	304,189	—	307,438
翌年度への繰越金	25,437	12,919	42,878	81,234
資金収入	119,714	432,496	73,587	625,796
業務活動による収入	90,961	96,787	29,209	216,957
運営費交付金による収入	61,414	532	—	61,946
受託収入	0	—	—	0
国庫補助金収入	21,529	2	—	21,531
その他の収入	8,017	96,254	29,209	133,479
投資活動による収入	1,196	—	3,793	4,989
施設整備費補助金による収入	1,196	—	—	1,196
その他の収入	—	—	3,793	3,793
財務活動による収入	—	321,792	—	321,792
前年度よりの繰越金	27,557	13,917	40,585	82,059

(注1)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。